

契約概要のご説明

(詳しくは「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご覧ください。)

商品のしくみ

- 商品のしくみ
ハッピーウエディング(ブライダル総合保険)は、保険期間中に、補償の対象となる方に保険金をお支払いする原因事由(7日以上の長期入院等)が発生し、これを直接の原因として結婚式を中止・延期された場合にお支払いする結婚式中止費用や会場設備・貸衣装の修理費用を補償する結婚式を迎える新郎新婦向けの保険です。
- 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合については重要事項説明書「1.商品のしくみ・補償内容」をご確認ください。

結婚式中止費用のお支払い上限額

- 新郎新婦が実際に負担した結婚式中止・延期費用を、右表のお支払上限額を限度としてお支払いします。

結婚式中止費用保険のお支払上限額は原因事由の発生日に応じて変動します。なお、結婚式を中止・延期した日が原因事由の発生日からその日を含めて31日以降である場合、実際の中止・延期費用に関わらず、30日後の中止・延期費用を限度に保険金をお支払いします。

原因事由の発生日	お支払上限
結婚式の当日	保険金額×100%
結婚式の前日	保険金額×95%
結婚式10日前～2日前	保険金額×90%
結婚式20日前～11日前	保険金額×80%
結婚式30日前～21日前	保険金額×70%
結婚式60日前～31日前	保険金額×60%
結婚式90日前～61日前	保険金額×50%
結婚式120日前～91日前	保険金額×40%
結婚式150日前～121日前	保険金額×25%
結婚式180日前～151日前	保険金額×10%
結婚式300日前～181日前	保険金額×5%
結婚式1年前の翌日～301日前	保険金額×3%

補償の開始時期

- この保険の補償開始日は、対面申込みの場合は保険契約申込日、非対面のインターネット申込みの場合には保険契約を申し込まれた日から、その日を含めて15日を経過した日になります。但し、保険期間が開始した後でも当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。
- なお、結婚式開催日が保険契約の申込日から1年を超える時の保険期間の開始日は結婚式開催日の1年前の翌日となります。

満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金

- 本契約には、満期返戻金・解約返戻金および契約者配当金はありません。

カスタマーセンター ご契約内容に関するご連絡・お問合せ



0120-778-488

【受付時間】 平日 9:00～18:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※携帯電話からご利用いただけます。

保険契約の締結期限

- この保険の締結期限は対面申込みの場合は結婚式開催日の31日前、非対面のインターネット申込みの場合は、結婚式開催日の46日前になります。その日までに保険契約のお申込および保険料払込みを完了させてください。なお、上記期限を過ぎるとご契約いただけませんのでご注意ください。

クーリングオフ

- 申込日または重要事項説明書の受領日(インターネット申込の場合は確認日)のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフ(申込みの撤回)ができます。上記期間内にハガキまたは封書の書面の郵送(8日以内の消印有効)または電子メール(8日以内の発信)に、下記内容を記載いただき当社までご連絡ください。

- ①クーリングオフされる旨
- ②契約申込者(契約者)の氏名・住所・電話番号
- ③契約申込日(年月日)
- ④申し込まれた保険の種類・証券番号
- ⑤取扱代理店名

- ※取扱代理店ではクーリングオフをお受けできませんので当社カスタマーセンターまで直接ご連絡してください。クーリングオフされた場合、お支払いいただいた保険料は全額返金します。既に保険金をお支払いする事由が発生しているにも関わらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合には、クーリングオフのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

告知義務・通知義務等

- 契約締結時の告知義務
以下の①～③は保険契約における重要事項(告知事項)であり、保険契約者または被保険者は、ご契約時に事実を正確に告知いただく義務があります。万一、告知内容が事実と異なる場合や事実が記載されていない場合には、当社がご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者および被保険者の氏名・生年月日
- ②結婚式の開催日および会場
- ③支払事由を同じくする他の保険契約の有無

- 契約締結後の通知義務
ご契約後、ご契約内容(住所・氏名、結婚式開催日・会場、申込書記載の通知先)に変更が生じる場合は、遅滞なく当社へご連絡ください。

保険金請求センター 事故にあわれた場合のご連絡先



0120-025-288

【受付時間】 平日 9:00～18:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※携帯電話からご利用いただけます。

【ご注意ください】 個人情報保護のため、ご契約に関するご連絡・お問合せは契約者・被保険者ご本人様からお願いします。

- 本紙は「ブライダル総合保険 Happy Wedding」の概要を説明したものです。ご契約の際には必ず「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページ(<https://www.aa-ssi.co.jp/>) [マイページ]でご参照ください。ご不明な点につきましては、当社カスタマーセンターまでお問合せください。
- 取扱代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料の領収証(または預かり証)の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約は当社と直接締結されたものとなります。
- 当社ではお申込み後、ご契約成立の証として、全てのご契約者に「ご契約完了ハガキ」を郵送しています。

承認番号 202211A038

ダブルエー 少額短期保険株式会社



〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央24-1
Tel: 045-942-0588 Fax: 045-942-0688
e-mail: info@aa-ssi.co.jp
ホームページ: <https://www.aa-ssi.co.jp/>

【取扱代理店】

結婚式を迎える新郎新婦のために



ブライダル総合保険
Happy Wedding

大切な結婚式だからこそ、
十分な備えを!



ダブルエー 少額短期保険 株式会社

お二人の“思い出に残る最高の記念日”にするための
もう一つの準備! ご検討ください!

もしも…

予定どおり結婚式が開催できればよいけれど、“もしも”のアクシデントも考えられます。

新婦がインフルエンザや
コロナにかかってしまい、
結婚式当日に自宅待機に
なってしまった



ご懐妊の新婦の体調が
悪くなってしまい長期入院
となってしまった!



新婦の父親が脳梗塞のため
突然倒れた!
意識が戻らず…



集中豪雨によって、河川が
氾濫、新郎の自宅が浸水し
全損になってしまった!

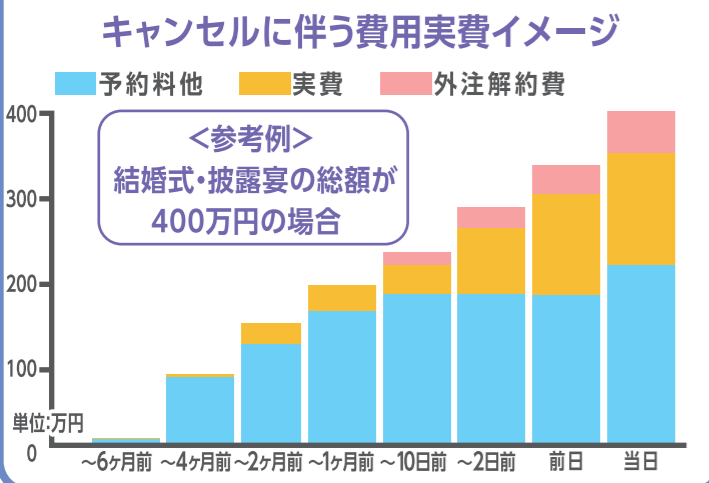


こんな時、結婚式を延期したり、
中止せざるをえない場合もございます!

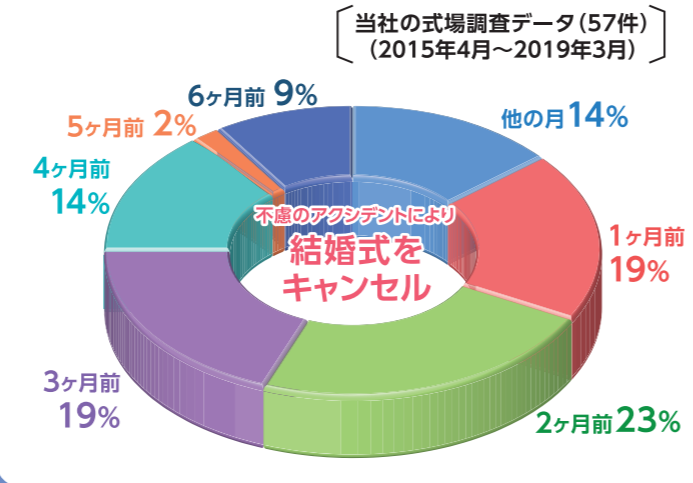
ところで…

結婚式のキャンセル等に関わる費用はおおよそどれくらい必要でしょうか。

一般的に結婚式場を中止・延期する時にかかる
費用は挙式日が近づけば近づくほど高額になります!



不慮のアクシデントによる結婚式の中止・延期は
挙式日が近づけば近づくほど多くなります!



※上記棒グラフの事例は、ご予約の結婚式や披露宴のお見積り総額が約400万円の場合の結婚式中止費用の推移を示したグラフです。標準的な結婚式サービス約款を元に試算したイメージであり、あくまで目安としてご参照ください。実際の費用は各結婚式会場のサービス規約や新郎新婦様の結婚式のスタイル、ご要望の内容等に応じて異なります。なお、あくまで中止に関わる費用であり、挙式日変更等の延期に関わる費用ではございません。
※なお、結婚式のキャンセルに関わる費用には、それまでに掛かった実費(企画提案費用、招待状やお二人のお名前を入れた引き出物等の費用、お料理材料費等)やイベント(司会、音響、生演奏、カメラマン等)等の外注解約料、各会場予約に関わる費用等を含めていますので予めご了承ください。

そこで…

結婚式の中止・延期費用をはじめ結婚式当日の会場設備の破損・汚損や貸衣装の破損の修理費用等を補償する **ブライダル総合保険** をご提案します!
もしも…に備えてご検討ください。

ブライダル総合保険は、「結婚式までの補償」と
「結婚式当日の補償」で新郎新婦の晴れの日を支えます!

【保険料&ご契約プラン】 ~ 結婚式の規模やスタイルに合わせたプランを選択してください ~

		Aプラン	Bプラン	Cプラン
保険料	ベーシック型	53,000円	33,000円	13,000円
	ワイド型 (祖父母追加特約付)	61,000円	39,000円	17,000円
結婚式までの補償	結婚式中止費用保険金 (補償限度額)	850万円	500万円	150万円
結婚式当日の補償	修理費用保険金	結婚式会場設備 100万円 / 貸衣装 30万円 (自己負担なし)		
	招待客救急搬送 見舞費用保険金	1名につき 1万円 (最大20名まで)		
	新郎新婦入院一時金	1名につき 10万円 (新郎新婦ともに入院した場合20万円)		

【新郎新婦を支える様々な補償】 ~ 結婚式当日まで、そして結婚式当日も! ~

		お支払いする場合	お支払いできない主な場合
結婚式当日までの補償	結婚式中止費用保険金	下記のいずれかの事由が発生し、これを直接の原因として結婚式を中止された場合に結婚式中止費用保険金をお支払いします。 新郎新婦または新郎新婦の父母・子・兄弟姉妹の死亡 ① 「ワイド型(祖父母追加特約付)」にご加入の場合、上記対象者に「祖父母」が追加されます ② 新郎新婦または新郎新婦の父母・子の傷害または疾病での7日以上継続入院 ③ 結婚式当日に、新郎新婦が入院中、または医師による自宅等での待機指示 ④ 火災・破裂・爆発・風災・水災・雪災・地震等で新郎新婦の平時居住する家屋・家財が下記以上の損害を被った場合 家屋:半壊以上 家財:100万円以上	左記以外の方の死亡や入院の場合 すでに予定されていた入院の場合 保険期間開始前に発生していた病気やケガを事由として保険期間開始後30日以内に中止や延期が発生した場合 新郎新婦以外の方の入院または医師による自宅待機指示 家屋が半壊未満、または家財の損害が100万円未満の場合や新郎新婦以外の家屋・家財の損害によるキャンセルの場合
	修理費用保険金	損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をお支払いします。 結婚式会場の破損・汚損 天井・壁・床・屏風・カーテン・絨毯・テーブル・椅子・その他調度品・照明設備・スクリーン・映像投影装置・音響装置の破損・汚損 貸衣装の破損 新郎新婦が当日に着用した貸衣装の破損 ※衣装・帽子・装飾品・靴	左記以外の設備・備品の破損、汚損 レンタル用品が汚れただけの場合や友人等から無償で借りたもの等
	招待客救急搬送見舞費用保険金	招待客が結婚式会場から救急搬送された場合に保険金をお支払いします。 ※招待客とは新郎新婦により招待された参加者をいいます(親族を含む)	タクシーや自家用車など救急車以外による招待客の搬送
	新郎新婦入院一時金	新郎新婦が結婚式当日に入院された場合に保険金をお支払いします。 次のいずれかの事由が対象です。 ・急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・病気の発症または症状悪化・分娩の兆候を伴う出産	入院を伴わない通院や診療

※詳細は「重要事項説明書」をご確認下さい。ご不明点等がございましたら当社募集人までお問合せください。